

市区町村コード:072052
福島県白河市

令和8年度

市県民税特別徴収のしおり

(問い合わせ先)

☎961-8602 福島県白河市八幡小路7番地1

福島県白河市役所

総務部 税務課 市民税係

TEL0248-28-5506(直通)

— 目次 —

1. 特別徴収について P. 1
2. ゆうちょ銀行・郵便局の指定について P. 2
3. 特別徴収義務者の所在地等変更届出書 P. 3
4. 特別徴収への切替申請書 P. 4
5. 異動届出書記載要領 P. 5
6. 異動届出書 P. 6
7. 異動届出書記載例 P. 7

令和8年度 市県民税特別徴収について

地方税法等の規定により、給与所得者に対する市県民税は特別徴収の方法が義務づけられております。特別徴収とは、給与支払者が毎月の給与を支払う際、納税者に代わって、年税額を6月～翌年5月の12回に分けて給与から差し引いて納入することです。下記の取扱い要領にご留意のうえ、ご協力をお願いいたします。

記

1. 納税義務者

令和8年1月1日現在白河市内に居住していた方で、令和7年中に所得のあった方。

2. 納税通知書の交付について

「令和8年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書(納税義務者用)」は各納税義務者に交付してください。
退職等により納税義務者本人に交付できない場合は「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」と一緒に至急ご返送ください。

3. 徴収と納入について

- (1) 「特別徴収税額の通知書」に記載された月割額を各納税義務者より徴収し、原則として翌月の10日までに同封の納入書により、収納取扱金融機関に払い込んでください。
- (2) 納期限までに納入されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ延滞金が加算される場合がありますのでご注意ください。
- (3) 主な取扱い金融機関
東邦銀行、福島銀行、大東銀行、白河信用金庫、福島県商工信用組合、夢みなみ農業協同組合、東西しらかわ農業協同組合、東北労働金庫、白河市総務部税務課、各庁舎地域振興課、各行政センター、東北六県のゆうちょ銀行・郵便局
(そのほかのゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、P. 2にある指定通知書をそのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。)

4. 納税義務者の異動について

納税義務者に異動(退職、転勤、休職等)があった場合は、異動のあった日の翌月10日までに届くよう綴込みの「給与所得者異動届出書」に必要事項を記入のうえ必ず提出してください。届出書の内容に記入漏れや誤り、提出の遅れ等がありますと、貴事業所の月割額に差異が生じ、過不足額の照会や督促状の発布などを行うことになります。

5. 退職等の異動があった時の徴収・納入について

令和9年5月31日までに支払われる給与や退職手当等がその人の未徴収額より多い場合は、次のとおり徴収し、納入してください。

- (1) 令和8年6月1日から令和8年12月31日までの間は、本人から特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申し出があった場合について、未徴収税額を一括徴収し、翌月10日までに納入してください。
- (2) 令和9年1月1日から令和9年4月30日までの間は、本人の了解の有無にかかわらず、未徴収税額を一括徴収し、翌月の10日までに納入してください。

ただし、令和9年5月31日までに支払われる給与や退職手当等がその人の未徴収税額より少ない場合は、普通徴収の方法に変更し本人から直接納税していただくことになります。

6. 税額の変更

特別徴収税額を通知した後、貴事業所の税額が変更になる場合は、「特別徴収税額変更通知書」を送付(毎月15日頃)しますので、変更後の月割額を納入してください。

なお、納税義務者宛の「特別徴収税額変更通知書」を同封しますので、本人へ交付してください。

7. 納入書の金額を変更する場合

納税義務者の異動等により納入書の金額を変更する場合は、納入書裏面の記入例を参考にしてください。

納入書はOCR(光学文字読取装置)対応の様式ですので、数字を記入する際は、黒のボールペンを使用し、所定の枠からはみ出さないように注意してください。

8. 退職手当等に対する市県民税の徴収・納入について

退職所得に対する特別徴収は、市町村からの通知によるのではなく、退職手当等の支払者がその支払いをするときに「退職所得に係る市町村民税及び道府県民税の特別徴収税額表」によって税額を計算します。この税額を支払金額から差引いて翌月10日までに納入書の退職所得分の欄と納入申告書(納入書の裏面)に必要事項を記入のうえ納入してください。

なお、個人事業主の方が退職所得に係る納入申告書を提出する場合、納入申告書(納入書の裏面)は使用せず予備の納入申告書に個人番号を含む必要事項を記入のうえ、別途提出してください。

9. 特別徴収への切り替えについて

年の中途入社等の理由により普通徴収から特別徴収に切り替えるときは、ご本人あてに届いた普通徴収の納税通知書と納付書を添付のうえ「特別徴収への切替申請書」を提出してください。ただし、普通徴収の納期限が過ぎた分については特別徴収に変更できません。

(提出するときの注意)

申請書の提出日(当市に届いた日)	添付するもの	切替の内容
令和8年6月15日までの提出	なし (普通徴収の納税通知書発送前のため)	全額切替できます。
令和8年6月30日までの提出	①普通徴収の納税通知書 ②普通徴収の納付書	
令和8年7月1日以降の提出	①普通徴収の納付済み領収書の写し ②普通徴収の納税通知書 ③普通徴収の残りの納付書	納期限の到来した税額は本人が納付。 残りの税額は切替できます。

10. 特別徴収義務者(事業所)の所在地・名称変更について

所在地・名称等に変更があった場合は、「特別徴収義務者の所在地等変更届出書」(P. 3)を提出してください。

11. 納期の特例

給与の支払いを受ける者が常時10人未満である場合には、申請書を提出し承認を受けることで特別徴収税額を年2回の納期(6月から11月分までを12月10日、12月から5月分までを6月10日)に変更することができます。

ただし、滞納や著しい納入の遅延がある場合には、納期の特例が受けられません。

なお、納期の特例制度承認後、特例の要件を欠く場合には、速やかに「特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」を提出してください。申請書が必要な方は、直接、税務課にお問い合わせいただくか白河市のウェブサイトよりダウンロードをお願いします。

12. 特別徴収関係書類の個人番号または法人番号の記載について

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入により、今後、特別徴収関係書類を提出する場合には、個人番号または法人番号を記入していただく必要があります。

13. 外国へ出国される方について

退職後、海外へ出国される方に未徴収税額がある場合には、最後の給与での一括徴収にご協力ください。一括徴収できない場合には、未徴収税額を個人で納付していただくこととなりますので、「普通徴収の納税通知書」を本人の代わりに受け取り、納付していただくための納税管理人の選任が必要です。

なお、一括徴収した場合であっても出国する時期が1月2日以降の場合には、次年度の市県民税が課税されますので、納税管理人の選任が必要です。

納税管理人申告書様式は、白河市のウェブサイトに掲載していますので、ダウンロードしてご使用ください。

14. 様式のダウンロード先について

用紙が足りない場合は、コピーしてお使いいただくか白河市のウェブサイトから用紙をダウンロードしてください。

<白河市のウェブサイト> (<https://www.city.shirakawa.fukushima.jp>)

暮らし・手続き⇒税金⇒市税⇒令和8年度特別徴収事業所の皆様へ(お知らせ)

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので、右の『指定通知書』に利用されるゆうちょ銀行・郵便局名を記載のうえ、当初納入される際、そのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

前年度利用の指定ゆうちょ銀行・郵便局は、本年度も引き続き利用できますので提出の必要はありません。

なお、提出後は、毎月そのゆうちょ銀行・郵便局に納入してください。

切り取り

令和 年 月 日

様

(ご利用されるゆうちょ銀行・郵便局名をご確認のうえご記入ください。)

福島県白河市長 鈴木 和 夫
(公印省略)

令和8年度市県民税払込の指定について(通知)

標記のことについて、貴銀行及び貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当市の市民税及び県民税(特別徴収税額)取扱局に指定いたしましたので通知します。

記

1. 口座番号 公 02130-6-960088
2. 加入者の名称 白河市会計管理者
3. 取りまとめ局 仙台貯金事務センター (〒980-8794)

普通徴収から特別徴収への切替申請書

新規の場合は○で囲んでください。

福島県白河市長 令和 年 月 日	(特別徴収義務者 給与支払者)	所在地	〒 ー	特別徴収義務者 指 定 番 号	※新規	
		氏名 (名称)		連絡先	係	
					氏名	
		法人番号				納入書

番号	受給者 番号	フリガナ 氏 名	生年月日	住 所	年 税 額	既 納 付 額	特 別 徴 収 切 替 額	特 別 徴 収 切 替 月
給 与 所 得 者	1	(フリガナ) (氏名) 旧姓 ()	M・T・S・H 年 月 日	〒 ー	円	円	円	期以降分を 月分から 特別徴収を希望
	2	(フリガナ) (氏名) 旧姓 ()	M・T・S・H 年 月 日	〒 ー	円	円	円	期以降分を 月分から 特別徴収を希望
	3	(フリガナ) (氏名) 旧姓 ()	M・T・S・H 年 月 日	〒 ー	円	円	円	期以降分を 月分から 特別徴収を希望
申 請 理 由		1. 本人より特別徴収の希望があったため 2. 新規入社のため 3. その他()				給 与 計 算 締 切 日		毎月 日

注意事項

- ・誤納を避けるため、ご本人あてに送付された普通徴収納付書(特別徴収切替分)を添付してください。また、すでに納付済みの分がある場合は、領収書の写し及び残りの納付書を添付してください。
- ・普通徴収の納期限が到来した分については、特別徴収に切り替えはできません。
- ・特別徴収税額の通知書は、申請書が10日までに届いた場合は同月中旬、それ以降に届いた場合は翌月中旬の送付となります。

..... 特別徴収処理コード欄(届出者は記入しないでください。)

個人コード	異動コード	徴収月	更正月	異動事由	現年度	新年度

給与所得者異動届出書記載要領

1. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払いを受けている方が退職・転勤等により給与の支払いを受けなくなった場合、その受けなくなった日が属する月の翌月10日までに届くよう提出してください。（記載例1、2）

- イ. 「受給者番号」欄には、異動者の特別徴収税額通知書に記載された受給者番号を記載してください。
- ロ. 「異動後の住所」欄には、給与の支払いを受けなくなった後の住所を記載してください。
- ハ. 「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号又は法人番号を記載してください。
- ニ. 「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。
- ホ. 「異動後の未徴収税額の徴収」欄には、次の要領により記載してください。

- (1) 特別徴収継続・・・転勤、再就職により新勤務先で引き続き特別徴収を継続する場合は○で囲んでください。
- (2) 一括徴収・・・退職後、令和9年5月31日までに支払われる給与、又は退職手当等から未徴収額を一括徴収する場合○で囲んでください。
- (3) 普通徴収・・・(1)又は(2)に該当しない場合○で囲んでください。

※給与または退職手当等が未徴収税額より多い場合は、一括徴収が義務づけられています。

- ヘ. 「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払いを受けなくなった場合、その年の1月1日から退職時までに支払いの確定した給与の額を、「控除社会保険料額」の欄には、退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

2. 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、令和9年度給与支払報告書を提出した後に、異動（退職・転勤等）があった方すべてについて、令和9年4月10日までに提出してください。

～ 異動届の提出期限を厳守してください～

この「異動届出書」の提出が遅れますと、退職者等の分が特別徴収義務者の滞納額となったり、事務処理が遅れる結果、納税義務者に対して、一度に多額の市県民税の納付義務が発生するなど、トラブルの原因となりますので、遅滞なく提出してください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

第十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

		市町村長殿		所在地 〒 □□□□ - □□□□		年度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
令和 年 月 日提出		特別徴収義務者 給与支払者		フリガナ		特別徴収義務者 指定番号		0				10桁	
		氏名又は名称		宛名番号		担当者		連絡先		所属		氏名	
		個人番号 又は法人番号		個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載		電話		-		-		内線 ()	
給与所得者	フリガナ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の事由					異動後の未徴収 税額の徴収方法	
	氏名												
	生年月日 年 月 日												
	個人番号		受給者番号		□月から □月まで		□年から □月 □日		1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 （事由・理由）		□ 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		
	1月1日 現在の住所		白河市		□月まで		□月 □日		右から 番号を 記入		右から 番号を 記入		
	異動後の 住所		円		円		円		右から 番号を 記入		右から 番号を 記入		

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	0	10桁	新規	法人番号	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を □ 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。						
	所在地	〒 □□□□ - □□□□		担当者	連絡先	所属	受給者番号					
	フリガナ			氏名								
	氏名又は名称			電話	-		-		内線 ()		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	□ 右から 番号を 記入

2. 一括徴収の場合

理由	□ 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定年月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 □ 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理由	□ 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市町村記入欄
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額は未徴収税額(ウ)以下であるため	
		3. 死亡による退職であるため	

記載要領

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月10日までに関係市町村長に提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市長村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。

7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与支払者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領に記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。

(2) 退職後令和9年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 令和9年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）

10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市長村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市長村長から指定されることがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。

11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。

12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

13 ※印の欄は、記載しないでください。

【記載例1】 11月に退職し、残税額を一括徴収し、12月分で納入する場合

給与支払報告書 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

年度 ① 現年度 2. 新年度 3. 両年度

所在地 〒 960-0001 福島県白河市八幡小路7番地1

フリガナ カブシキガイシャ シンカク

氏名又は名称 株式会社 白河

個人番号又は法人番号 111111111111111111

特別徴収義務者 指定番号 0107099991

宛名番号 0107099991

所属 人事課給与係

担当 氏名 白河 亮子

連絡先 電話 0248-22-1111 内線 2117

フリガナ シンカク タロウ

氏名 白河 太郎

生年月日 昭和 61 年 10 月 1 日

個人番号 222222222222222222

受給者番号 10

1月1日現在の住所 白河市本町111

異動後の住所 白河市中町222

特別徴収税額 (年税額) 23,200 円

徴収済額 (イ) 11,300 円

未徴収税額 (ウ) 11,400 円

異動年月日 令和 4 年 11 月 16 日

異動の事由 退職

異動後の未徴収税額の徴収方法 一括徴収

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者指定番号 0107099991

所在地 〒 960-0001

フリガナ カブシキガイシャ シンカク

氏名又は名称 株式会社 白河

受給者番号 10

納入書の要否 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

1. 異動が令和 4 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出があったため

2. 異動が令和 4 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定年月日 令和 4 年 12 月 21 日

徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 11,400 円

左記の一括徴収した税額は、12 月分 (翌月 10 日 納入期限分) で納入します。

3. 普通徴収の場合

1. 異動が令和 4 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出がないため

2. 令和 4 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額は未徴収税額 (ウ) 以下であるため

3. 死亡による退職であるため

(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)
23,200 円	11,300 円	11,400 円
	6 月から 11 月まで	12 月から 6 月まで

必ず一致しますので記入誤りにご注意ください。

徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	11,400 円
左記の一括徴収した税額は、12 月分 (翌月 10 日 納入期限分) で納入します。	11,400 円

【記載例2】 転勤により、12月分から新勤務先で特別徴収を継続する場合

給与支払報告書 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

年度 ① 現年度 2. 新年度 3. 両年度

所在地 〒 960-0001 福島県白河市八幡小路7番地1

フリガナ カブシキガイシャ シンカク

氏名又は名称 株式会社 白河

個人番号又は法人番号 111111111111111111

特別徴収義務者 指定番号 0107099991

宛名番号 0107099991

所属 人事課給与係

担当 氏名 白河 亮子

連絡先 電話 0248-22-1111 内線 2117

フリガナ シンカク タロウ

氏名 白河 太郎

生年月日 昭和 61 年 10 月 1 日

個人番号 222222222222222222

受給者番号 10

1月1日現在の住所 白河市本町111

異動後の住所 白河市中町222

特別徴収税額 (年税額) 23,200 円

徴収済額 (イ) 11,300 円

未徴収税額 (ウ) 11,400 円

異動年月日 令和 4 年 11 月 16 日

異動の事由 転勤

異動後の未徴収税額の徴収方法 特別徴収継続

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者指定番号 0107099991

所在地 〒 960-0001

フリガナ カブシキガイシャ シンカク

氏名又は名称 株式会社 白河

受給者番号 10

納入書の要否 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

1. 異動が令和 4 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出があったため

2. 異動が令和 4 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定年月日 令和 4 年 12 月 21 日

徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 11,400 円

左記の一括徴収した税額は、12 月分 (翌月 10 日 納入期限分) で納入します。

3. 普通徴収の場合

1. 異動が令和 4 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出がないため

2. 令和 4 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額は未徴収税額 (ウ) 以下であるため

3. 死亡による退職であるため

(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)
23,200 円	11,300 円	11,400 円
	6 月から 11 月まで	12 月から 6 月まで

必ず一致しますので記入誤りにご注意ください。

新しい勤務先へは、月割額 1,900 円を 12 月分 (翌月 10 日 納入期限分) から徴収し、納入するよう連絡済みです。	1,900 円
---	---------

11,400円を12月分から5月分までで月割するため、1月あたり1,900円になります。